

## 千代田区公式ユーチューブチャンネル運用ポリシー

平成25年11月21日  
25千政広報発第131号

### (目的)

第1条 このポリシーは、千代田区がユーチューブ（YouTube）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ユーチューブ

インターネット上で不特定多数の利用者が投稿した動画を共有し、視聴できるサービス

(2) 千代田区公式チャンネル（以下、「公式チャンネル」という。）

区がユーチューブ上に設置する、投稿した動画の再生リスト

(3) アカウント

ユーチューブを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名

(4) コメント

投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見

### (運営主体)

第3条 公式チャンネルの運営主体は千代田区とし、アカウントの管理、動画の投稿は、政策経営部広報広聴課が行う。

2 公式チャンネルを運営するにあたって、情報の作成、発信及び更新の決定は、広報広聴課長が行う。

3 ユーザー名は、chiyodacity とする。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式チャンネルのユーザー名及びURLを、千代田区ホームページに明示する。

### (アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式チャンネルの概要欄に明示する。

### (投稿内容)

第6条 公式チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。

(1) 千代田区映像広報「わがまち千代田」

(2) 区が作成したビデオ及び動画

(3) その他、政策経営部広報広聴課長が適当と認めるもの

(コメントの使用制限)

第7条 公式チャンネルは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。区以外アカウントへのコメントは行わない。また、公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして広報広聴課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(千代田区ホームページとのリンク)

第8条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして広報課広聴課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、政策経営部広報広聴課長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年11月21日から施行する。